

森林整備センターにおける新型コロナウイルス感染拡大防止等の取り組みについて

森林整備センターでは、政府方針や都道府県知事の要請内容等を踏まえつつ、厚生労働省が示す「新しい生活様式」を適切に実践することにより、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、国民経済の安定確保に不可欠な水源林造成事業等の業務継続に向けて取り組んでおります。

関係者の皆さまには、ご不便をおかけする場合もございますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 森林整備センター職員の働き方について

時差出勤、休日振替出勤、年休取得の奨励等により執務室内の疎化に取り組むとともに、出張等における都道府県間の移動については、マスクの着用、手指の消毒及び3密の回避に努めるなど、感染リスク対策を講じた上で行うこととしています。

2. 森林整備センターが実施する会議・イベントについて

実施にあたっては、Web会議による実施を可能な限り活用するとともに、人が集う場合にあっては、その目的や必要性を慎重に検討し、入場時の体温測定、不特定多数が触れる箇所の消毒及び換気の実施など、感染リスク対策を講じた上で、必要最小限の人数・時間により行うこととしています。

3. 森林整備センター事務所への来所について

業務上の打ち合わせ等については、可能な限り電話・メール・FAX又はWeb会議にて行うようご協力をお願いします。

その上で、打合せ、その他業務上の必要のため森林整備センター事務所にお越しの際は、マスクの着用及び手指の消毒など、感染リスク対策の実施についてご協力をお願いいたします。

また、息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）、高熱等の症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など風邪の症状が続いている場合は、来所を控えていただけますようお願いいたします。

4. 水源林造成事業における感染症対策等について

水源林造成事業関係者の皆様におかれては、厚生労働省、農林水産省等が発表する感染予防対策を徹底していただくとともに、事業実施現場等において感染者が発生した場合には、速やかに森林整備センターに連絡いただけますようお願いいたします。

以上